

# 灯台の保護に適用できる 国際認証の比較検討

—世界遺産，無形文化遺産，ユネスコ世界ジオパーク—

Comparative study of international certifications that can be applied for the protection of lighthouses:  
World Heritage, Intangible Cultural Heritage, and UNESCO Global Geoparks

中村 真介 -Shinsuke NAKAMURA-  
(株式会社ジオ・ラボ 一般社団法人北海道三笠観光協会)

栗原 憲一 -Ken'ichi KURIHARA-  
(株式会社ジオ・ラボ 一般社団法人日本海洋文化総合研究所)

石村 智 -Tomo ISHIMURA-  
(独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 一般社団法人日本海洋文化総合研究所)

池ノ上 真一 -Shinichi IKENOUE-  
(北海商科大学 一般社団法人日本海洋文化総合研究所)

[ キーワード ] 灯台, 国際認証, 世界遺産, 無形文化遺産, ユネスコ世界ジオパーク

Keywords: Lighthouse, International certification, World Heritage, Intangible Cultural Heritage, UNESCO Global Geopark

はじめに

大切な遺産を守り、未来へ継承するための手段として、国際機関の実施するプログラムに基づく認証（以下、国際認証）を受けることが考えられる。国際認証を受けることを通じて、その遺産の価値を客観的に説明することができるようになり、また、その遺産の保護や管理について多様なステークホルダーの間で議論を交わし、価値観を共有する契機となる（渡辺ほか，2008）。

日本の灯台については、これまで海上保安庁燈台部（1969）をはじめ数々の記録と研究が重ねられてきたものの、その学術的な価値づけや保護に向けた動きは道半ばであり、国際認証を受けることでこれらの動きを加速することができると思われる。

そこで本稿は、複数の国際認証を比較検討することで、灯台の保護に適用できる国際認証を導き出す一助とすることを目的とする。

検討の方法・材料

国際認証には、世界遺産、無形文化遺産、ラムサール条約登録湿地、生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）、ユネスコ世界ジオパーク、世界の記憶、世界農業遺産など多様なものが存在し、それぞれ目的や対象、制度が異なる。以下では、灯台またはその関連遺産を保護するのに有用と考えられる、世界遺産・無形文化遺産・ユネスコ世界ジオパークの3つの認証に絞って比較検討することとする。

なお、複数の国際認証の比較については田中（2016）などの例があるが、本稿では制度的な側面を中心に検討を加えることとする。

それぞれの国際認証の制度的な特徴

3つの国際認証にはそれぞれ、表1に示すような制度的な特徴が挙げられる。

表1. 世界遺産・無形文化遺産・ユネスコ世界ジオパークの制度的特徴

	世界遺産	無形文化遺産	ユネスコ世界ジオパーク
典拠	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	無形文化遺産の保護に関する条約	国際地質科学ジオパーク計画
事務局	ユネスコ	ユネスコ	ユネスコ
開始年	1972年条約採択	2003年条約採択	2015年開始 (世界ジオパーク認定は2004年開始)
登録件数	1,223件(168ヶ国)	788件(150ヶ国)	213地域(48ヶ国)
日本での登録	1993年以降,計26件	2008年以降,計23件	2009年以降,計10地域
主な登録対象	文化遺産 (建築物,彫刻・絵画,洞穴住居,建造物群,考古学的遺跡,文化的景観など) 自然遺産 (地質学的・地形学的形成物,脅威にさらされている動植物の生息地・自生地など)	a. 口承による伝統及び表現 b. 芸能 c. 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事 d. 自然及び万物に関する知識及び慣習 e. 伝統工芸技術	国際的な地質学的重要性を有するサイトや景観が,保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された,単一の,統合された地理的領域
他の登録物件との比較の必要性	顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value) の証明が必要	必ずしも求められていない	国際的な地質学的重要性の説明が必要
地域社会参画の必要性	登録プロセスにおいて地域社会の参画は必要	関係する社会・集団・個人の幅広い参加と同意は登録要件の1つ	地域社会や先住民の巻き込みは認定基準の1つ
登録までの主なプロセス	・暫定一覧表への記載 ・専門機関の現地調査 ・政府間委員会の決定	・専門家の机上審査 ・政府間委員会の決定	・政府間チェック ・専門家の現地審査 ・ユネスコ執行委員会の最終決定
登録後の義務	6年毎の定期報告	6年毎の定期報告	4年毎の再認定審査 (現地審査を伴う)

(各国際認証の公式情報をもとに著者作成,登録件数は2024年末時点のもの)

## 1. 世界遺産

世界遺産は、条約に基づく国際認証であり、事務局は国連教育科学文化機関（以下、ユネスコ）が担っている。その歴史は50年以上に上り、その間に160ヶ国以上で1,200件を超える遺産が登録されるなど、3つの認証の中では最も歴史が長く登録国数・件数ともに最多である。日本が条約に加わった時期は比較的遅く、1993（平成5）年以降現在までに26件が登録されている。

登録対象の範囲は幅広く、建築物や彫刻・絵画などの文化遺産から、動植物の生息地・自生地などの自然遺産、そして両方の要素を兼ね備えた複合遺産にまで及ぶ。対象はもの場合も区域の場合もあるが、いずれも有形のものである。最大の特徴は顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）の考え方であり、人類共通の遺産として将来に向けて守る価値がどこにあるのか、世界中の類似遺産との比較を踏まえて証明することが求められる。

他の2つの認証と異なり、登録申請に先立って暫定一覧表への記載が必要であり、すぐには登録申請できない点も特徴である。登録審査では専門機関による現地調査が行われ、最終決定は政府間委員会で行われる。

## 2. 無形文化遺産

無形文化遺産もまた、条約に基づく国際認証であり、事務局はユネスコが担っている。21世紀に入ってから誕生しておりその歴史はまだ短いものの、約20年の間に150ヶ国で700件以上が登録されている。日本は当初から条約に加わり、現在までに23件が登録されている。

登録対象は口承や芸能、祭礼、伝統工芸技術など幅広いが、いずれも物質的なものではない、無形

のものであることが特徴である。また世界遺産と異なり、普遍的価値の証明や他の遺産との比較検証は必ずしも求められていない。

他の2つの認証と異なり現地調査は行われず、机上審査のみで判断される。専門家による審査を経て政府間委員会で最終決定される流れは、世界遺産と同様である。

## 3. ユネスコ世界ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークは、条約ではなく、ユネスコのプログラムに基づく国際認証である。開始は2015（平成27）年と新しいものの、それに先立つ2004（平成16）年にユネスコの支援の下で世界ジオパークの認定が始められたため、無形文化遺産同様、約20年の歴史を有する。40ヶ国以上で200を超える地域が認定されており、日本では10地域に上る。

その中核となるのは地質遺産だが、保護だけでなく教育や持続可能な開発も含めた包括的な概念による管理が謳われるなど、汎用性は高い。また、認定の対象は地質遺産そのものではなく、地質遺産やその周囲の住民の居住域を含めた区域である。世界遺産のような普遍的価値は求められないものの、国際的な地質学的重要性の説明が求められる。

ユネスコ世界ジオパークの認定プロセスは、他の2つの認証に比べユニークである。政府間委員会を設置されておらず、代わりに、他国の政府が申請に対し異議を申し立てられる期間が設けられている。実質的な認定可否の決定は専門家間で行われるものの、最終的な決定は、ユネスコで総会に次ぐ意思決定機関である執行委員会に委ねられる。また、4年毎に現地審査を伴う再認定審査が行われることも大きな特徴である。

## 1. 登録の対象

3つの認証の最大の違いは登録対象、即ちその国際認証が保護しようとしている対象にある。

対照的なのが世界遺産と無形文化遺産で、世界遺産では建築物など有形のものを対象とすることから、灯台に用いられている建築技術や、技術史上における位置づけなどが焦点となることが想定される。一方、無形文化遺産では灯台にまつわる無形の文化を対象とすることから、海に関する伝統的な知識や慣習、航海の安全にまつわる口承や表現などが焦点となることが想定される。

また、地質遺産を中核とするユネスコ世界ジオパークでは、灯台の立地基盤である地質や地形が対象となり、灯台は必ずしも主役とはならない可能性がある。また、特定の区域が認定対象となるため、全国の灯台を集合的に扱うことは難しい。

## 2. 登録に伴う負担やハードル

3つの認証の間では、他の登録物件との比較の必要性、登録までのプロセスや登録後の義務など、制度面でも多くの違いが認められる。

他の登録物件との比較の必要性の面では、世界遺産には顕著な普遍的価値の証明が求められ、高いハードルが課せられる。ユネスコ世界ジオパークも同様に、国際的な地質学的重要性の説明が求められる。一方、無形文化遺産では他の2つの認証ほどの負担感はない。

登録までのプロセスや登録後の義務の面では、世界遺産は暫定一覧表への記載が必要となることもあり、全体のプロセスが長期化する傾向にある。また、ユネスコ世界ジオパークは認定後も4年毎に再認定審査を受ける必要があるなど、認定後の負担が大きい。一方、無形文化遺産では現地調査がない点で受け入れ側の負担は相対的に小さく、また、登録までのプロセスも比較的簡潔である。

以上の比較検討から、登録に伴う負担やハードルのみを考えた場合、3つの認証の間では無形文化遺産に一定の優位性が認められる。但し、無形文化遺産の対象は灯台にまつわる伝統や無形の文化であり、必ずしも有形のものとしての灯台を守ることはならない点に注意が必要である。

灯台には、建築物としての側面だけでなく、航海の安全に携わってきた歴史的な側面、地域社会の中で培ってきた伝統の側面、立地に関わる地質・地形的な側面などがあり、そのどれに焦点を当てどれを保護するかによって、適した国際認証は異なる。

また、無形文化遺産とユネスコ世界ジオパークに顕著に見られるように、近年は多くの国際認証で地域社会参画の重要性が訴えられており、それぞれの灯台の立地地域のステークホルダーと対話を重ねながら、保護すべき灯台の側面をともに考えることが重要である。

## 引用文献

- Anonymous (2024) Operational Directives for the implementation of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage. [https://ich.unesco.org/doc/src/ICH-Operational\\_Directives-10.GA\\_EN.pdf](https://ich.unesco.org/doc/src/ICH-Operational_Directives-10.GA_EN.pdf) [Cited 2025/2/2].
- 海上保安庁燈台部編 (1969) 「日本燈台史」. 社団法人燈光会, 674p.
- 田中俊徳 (2016) 国際的な自然保護制度を対象とした国内ネットワークの比較研究—世界遺産条約、ラムサール条約、ユネスコMAB計画、世界ジオパークネットワーク—. 日本生態学会誌, 66, 155-164.
- UNESCO (2015) Operational guidelines for UNESCO Global Geoparks. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000391354> [Cited 2025/2/2].

- UNESCO (n.d.) Intangible Cultural Heritage. <https://ich.unesco.org/> [Cited 2025/2/2].
- UNESCO (n.d.). International Geoscience and Geoparks Programme. <https://www.unesco.org/en/igpp> [Cited 2025/2/2].
- UNESCO (n.d.) World Heritage Convention. <https://whc.unesco.org/> [Cited 2025/2/2].
- UNESCO Intergovernmental Committee for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage (2024) Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention. UNESCO World Heritage Centre. <https://whc.unesco.org/document/203803> [Cited 2025/2/2].
- 渡辺悌二・海津ゆりえ・可知直毅・寺崎竜雄・野口健・吉田正人 (2008) 観光の視点からみた世界自然遺産. 地球環境, 13, 123-132.